这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに 1 シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国际相谈コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970 (直通)
ファックス：927-4955
E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金　午前 9 時～午後 5 時

市役所本庁舎 7 階

市役所 主栋 7 楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「ＮＰＯLiving in Japan」が運営しています。）

編制：草加市　　协助：草加市国际问询角
作成：草加市　　協力：草加市国際相談コーナー
（令和６年度改訂）

目录　項目一覧

A-1	入国时的手续	入国時の手続き
A-2	**外国人的住民登录**	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登记	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

A-2
外国人的住民登录

住民登録

＊このシリーズはやさしい日本語で書かれています。
＊草加市にお住いの方の情報です。

A-2.住民登录

予定在日本逗留中长期(３个月)以上持有在留資格的外国人必须在所居住的市役所办理住民登录。登录后同日本人一样可发行住民票和给予个人编号，成为健康保险、儿童补贴、上学等公共服务的对象。

＊地址、生子、婚姻、死亡有变更时要在市役所办理相关的手续。其他的在留手续均在出入国在留管理庁办理。

（参看 A-1 入国时的手续）

１．初次入日本时

入境时发给您在留**卡**（**附** IC **芯**片)。拿护**照和在留卡在入境后** 14 **日之内**办理住民**登**录。

① 在所居住的市役所办理。

② 外国人想与家属登录在同一世帯时，需要证明世帯主与其他成员关系的正式材料（要翻訳成日文)。

③登录后地址会被填写在在留卡上。

＊不用到出入国在留管理庁

④在留卡要随身携帯。

（１６岁未满者除外）

⑤发给个人编号

在日本的居住人会收到记载有个人编号的通知卡（纸的)，可以申请个人编号卡（塑料的)，它可用于证明身份。

详细参见 5.个人编号

A-２．住民登録

日本に在留資格を持って、中長期間（3か月以上）滞在する外国人は、住む市（町村）の市役所で住民登録をしなければなりません。登録すると日本人と同じ住民票が作成され、個人番号（マイナンバー）が通知され、健康保険、児童手当、学校への編入など公的サービスの対象となります。

＊住所、出生、婚姻、死亡に関する届け出は市役所で行います。それ以外の在留に関する届け出は全て出入国在留管理局で行います。

(詳しくはA-1入国時の手続きを見てください。)

１．初めて日本に入国した時

入国時に交付された、在留カード（IC チップ入り)、旅券を持って、入国した日から１４日以内に住民登録をします。

① 住むことになる市の市役所で登録します。

②家族として住民登録をする場合は、世帯主との続柄を証明する公的な文書（日本語で無い場合はその翻訳文もつける）が必要です。

③ 登録すると、在留カードに住所が記載されます。

＊出入国在留管理局への届けは必要ありません。

④ 在留カードは常に携帯してください。

（１６歳未満は持ち歩く必要がありません。)

⑤個人番号（マイナンバー）が交付されます

日本に住む人には個人番号が記載された通知カード(紙製)が交付され、身分証明にもなる個人番号カードを申請することもできます。　＊詳しくは５．個人番号（マイナンバー）制度

２．在日本国内的地址变更时

①往市外搬家时要在市役所领取「転出証明書」，到新居的市区役所办理住民登录。

②办理迁入手续时要带上在留卡（或特别永住者证明书）
和通知卡（纸的）或个人编号卡（塑料的 ）。
（参看 B-1-2 搬家和街道会）

３．其他

①离开日本以及不在日本居住时要到市役所办理迁出手续。

②新取得中长期在留资格、得到了在留卡时，要办理住民登录。

③外国人的孩子出生后 14 天以内向市役所提交出生届后可以
以作为経過滞在者身分发行住民票。

＊孩子要在日本住６０天以上的话，须出生后３０天以内到出入国在留管理庁申请在留資格。
特别永住者的在留资格申请在市民課办理。
（参見 B-4-1 从妊娠到生产）

４．住民票

（１）需要住民票的外国人

①中长期在留者

②特别永住者

③暂时被保护、暂时被许可者

④新生儿或国籍丧失的経過滞在者

２．日本国内で住所を変更する時

① 市外に引っ越す場合は、市役所で転出届を出して「転出証明書」をもらい、新しく住む市町村で住民登録をします。

② 転入届には、転出証明書、在留カード（または特別永住者証明書）と個人番号カード（プラスチック製）を持ってきてください
（詳しくはB-1-2「引っ越しと町会」を見てください。）

３．その他

① 出国し海外で暮らす場合は市役所で転出の届け出を行います。

② 新たに中長期に滞在することが認められ、在留カードが交付された時は住民登録します。

③ 外国人の子が生まれ、生まれた日から１４日以内に出生届を出すと経過滞在者として住民票が作成されます。

＊その子が６０日を超えて日本に住む場合は、生まれた日から３０日以内に出入国在留管理局で在留資格の申請が必要です。
特別永住者の在留資格申請は市民課で行います。
（詳しくはB-4-1「妊娠から出産」を見てください。）

４．住民票

（１）住民登録が必要な外国人

①中長期在留者

②特別永住者

③一時庇護許可者、仮滞在許可者

④出生や国籍喪失による経過滞在者

（2）住民票记载内容

①名字（常用名)、世带主名、和世带主的关系

②　生日　　③性别

④地址　　⑤前地址

⑥住民票号　　⑦个人编号

⑧外国人特有的记载

A　国籍、地区、外国人住民登录日

B　在留資格、在留期間以及期限、在留卡号

（3）住民票的发行

①　在市役所市民课申请。要收费。

②需要证明本人的身分证件

＊同一世带的家属以外的人办理要委任状

③可以选择住民票记载内容(世带全部、个人、关系、外国人特有记载、个人编号等)。

④可用邮寄

⑤用个人编号卡（ 塑料）可在便利店取得。

（2）**記載されること**

①氏名（通称)、世帯主氏名、世帯主との続柄

②出生の年月日　　③男女の性別

④住所　　⑤前の住所

⑥住民票コード　　⑦個人番号（マイナンバー）

⑧外国人特有の記載

A. 国籍・地域、外国人住民となった年月日

B. 住民票の対象者としての情報：在留資格、在留期間とその満了の日、在留カード番号など

（3）**住民票の写し**

①市役所 市民課、サービスセンターで申請します。有料です。

②本人確認できる物が必要です。

＊同一世帯の家族以外が申請する場合は委任状が必要です。

③写しに載せる事項は選べます。(世帯全員、個人、続柄、外国人特有の記載個人番号など)

④郵送による申請もできます。

⑤個人番号（マイナンバー）カード（プラスチック製）を使って、コンビニでも取ることができます。

５．个人编号制度

正式名称为社会保险・税编号制度。从平成 27 年 10 月起，给有住民票的所有居民发给个人编号。平成 28 年 1 月起，在办理社会保障、税、防灾等手续时需要用到。

（1）个人编号

住民登录后每人会发给一个个人编号。

① 无意味的１2 位数字、人人不同。
② 搬家、结婚等时不变。只要在日本就能用。
③ 不用記住，但通知卡（ 纸 ）或个人编号卡（ 塑料 ）要保存好。
＊不要随便告诉他人。

④ 用途

ア 办理行政手续时
市政府： 儿童补贴、国民健康保险、养老保险、灾害补贴等。
年金事务所： 年金手续
＊以及其它要用个人编号时

イ 其它
工作单位：无论正式职工还是临时工要将个人编号提供给单位。
＊如有扶养家属，家属的个人编号也要提供。
金融机关： 向外国汇款或收外国来的汇款时等

（2）个人编号卡

５．個人番号（マイナンバー）制度

正式には社会保障・税番号制度といい、住民票がある人全てに個人番号（マイナンバー）が通知され、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になりました。

（1）個人番号（マイナンバー）
住民登録すると住民個人を単位とする個人番号が指定されます。

① 意味の無い１２ケタの数字で、一人一人違います。

② 番号は引っ越し、結婚などで変わることは無く、日本にいる間使います。

③覚える必要はありませんが、「通知カード（紙製）または個人番号（マイナンバー）カード（プラスチック製)」は大切に保管してください。
＊むやみに他人に番号を教えないでください。

④どんな時に使うのか
ア．行政手続き
市役所：児童手当、国民健康保険、介護保険、災害時手当申請など
年金事務所：年金の手続き
＊その他にも個人番号（マイナンバー）が求められる場合があります。

イ．その他の手続き
職場：正規労働者だけでなくパート、アルバイトも就職や転職時
＊扶養家族がいる場合はその番号も必要です。

金融機関：国外に送金をするときや国外からお金を受け取るときなど

（2）個人番号（マイナンバー）カード

如果本人希望，市役所可发行塑料的个人编号卡。卡正面记载有姓名、住址、生日、性别、卡的有限期、照片。反面记载有个人编号。有了个人编号卡后一些手续可简化，也可上网办理各种手续。

＊申请个人编号卡时如果没申明不要的话，个人编号卡上会搭载有上网办理时所需要的两种电子证明书。

① 有关个人编号卡

ア　20 岁以上者有效期为发行日起第 10 个生日为止。

不满 20 岁为发行日起第 5 个生日为止。

*或者申请个人编号卡时的在留卡的有效期为止。

如在留卡有效期更新了，要拿在留卡和个人编号卡到市政府办手续。

イ　免费 张

ウ　须由本人申请。

＊15 岁以下者申请时要由法定的代理人填写。

エ　申请方法

如果申请书的外国人住民的区分在留期间满了日等与在留卡不同的话，申请书不能用了，需要到市役所重新拿申请书。

○ 邮寄申请

填写交付申请书和贴上护照用大小的照片１张（竖４．５×横３．５㎝）用回信信封寄出。

○用电脑网上申请

用数码相机照相，保存在电脑内。

访问交付申请用的网站，填写好需要事项并添付上照片。

＊ 交付申请书里申请用的 ID 需要输入。

○智能手机申请

用手机照相。

访问申请网读入交付申请书的 QR 码，填写需要事项并添付上照片。

オ　取卡方法

本人の希望により市役所で交付されるプラスチック製のＩＣチップ付きカードです。表面に氏名、住所、生年月日、性別、カードの有効期限、顔写真、裏面に個人番号(マイナンバー)が書かれています。カードがあると一部の手続きが簡単にできたり、インターネットで申請したりできます。

＊インターネット申請などをするために必要な２種類の電子証明書は不要としない限り搭載されます。

①個人番号（マイナンバー）カードとは

ア．有効期限は２０歳以上の人は発行日から１０回目の誕生日まで、（２０歳未満の人は５回目）の誕生日までです。

＊または、カードを申請した時の在留カードの有効期限まで有効期限が切れる前に、更新した在留カードと個人番号（マイナンバー）カード（プラスチック製）を持ってきてください

イ．手数料はかかりません。

ウ．申請は必ず本人が行います。

＊15歳未満の人が申請する場合は法定代理人の記入が必要です。

エ．申請方法

○郵送による申請

交付申請書に記入し、顔写真（パスポートサイズ（縦4.5 cm×横3.5cm））を貼って同封の返信用封筒で送ります。

○パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影しパソコンに保存する

交付申請用のＷＥＢサイトにアクセスして、必要事項を入力し写真を添付する　＊交付申請書にある申請用ＩＤの入力が必要です

○スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影する

交付申請書のＱＲコードを読み込みＷＥＢサイトにアクセスして必要事項を入力し写真を添付して送信する

オ．受け取り方法

○收到了交付通知书（明信片大）和预约指南

○按指定的期限内，预约取件时间，到指定地点取回。也可以预约。

需要带 交付通知书（明信片大）

取到个人编号卡（ 塑料）后还给本人。

＊　交付时需要设定 4 种暗码。

カ．地址、名字的变更，被盗、遺失时要重新办理。

被盗、遺失时先向警察报告，拿警察发的受理号到市政府重新办理。个人编号卡（ 塑料）遗失时要向个人编号综合免费电话（0120-0178-27）打电话，办理停止手续。

*重新发行时要收 1000 日元 （卡 800 日元、电子证明书 200 日元）

② 使用于

ア　证明身份

为带有照片的正式身份证明

*在留卡也是正式身份证明

*通知卡（ 纸）因没有照片，如需证明本人时还要用在留卡等证件。

イ　取得各种证明书

可在便利店取得住民票、印章登录证明书等

ウ　**健康保险证**

在网上有资格确认的医疗机关，药局可以作为保险证使用。

エ 上网办理手续时

○交付通知書（はがき）と予約の案内が家に届きます

○交付通知書に書いてある受け取り期限までに、指定の場所に取りに行きます。予約もできます。

持ち物：交付通知書（はがき）、

本人確認書類（在留カード（または特別永住者証明書）など）

＊交付の際には、４種類の暗証番号を設定する必要があります。

カ．住所、氏名の変更、盗難・紛失などの場合は届出が必要です。

盗難・紛失の場合は警察または交番に届けて、その受理番号を市役所へ届けて再交付の手続きをします。さらに個人番号（マイナンバー）カード（プラスチック製）を無くした場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-0178-27）へ電話し、機能停止の手続きが必要です。

＊再交付には 1000 円（カード 800 円、電子証明書200 円）かかります。

②どんな時に使うのか

ア．身分証明書として

顔写真付きの公的身分証明書として使えます。

＊在留カードも公的な身分証明書として使えます。

また、個人番号（マイナンバー）をこれ１枚で証明できます。

イ．証明書の取得

コンビニで住民票や、印鑑登録証明書などを取得できます。

ウ．健康保険証

オンライン資格確認されている医療機関、薬局で保険証として使うこともできます。

エ．インターネット申請できる手続き

e-TAX 国税申告：申请时个人编号卡需要电子证明书

＊E-TAX 需要电脑和 IC 读写卡。

オ　登录 “显示情报提供等记录系统”

可从自己的电脑登录“ 显示情报提供记录系统”。可确认哪个行政机关什么时候提用了自己的个人编号、保存的自己的信息以及看通知等。

搬家时，可以预约转出的手续和转入市区的登记。

＜问询处＞

・ 市役所市民课　　电話　 048-922-1536

星期一～星期五　上午８：３０～下午５：００

第２星期天上午 9 点到中午４点
个人编号卡手续３点为止（如果没有预约）

・个人编号免费电话（数码厅）

电话 0120-0178-26 （英语，汉语，韩国语，西班牙语，葡萄牙语，越南语，泰国语，印度尼西亚语，塔加路族语，尼泊尔语）

接待时间 平日　上午 9 点 30 分～午后 8 点

周六，周日，祝日上午 9 点 30 分～午后５点３０分

e-Tax 国税申告：申請にはカードに電子証明書がある必要があります。

＊e-Tax 申請にはパソコンと IC カードリーダライタが必要です。

オ．マイナポータル

行政機関が、自分の個人番号（マイナンバー）のついた情報をいつ、どことやり取りしたか確認したり、保有している自分に関する情報（住民税・年金など）、お知らせなどを自宅のパソコンから確認できます。

引っ越しの時、転出の手続きと転入先の市での届けの予約もできます。

《**問い合わせ先**》

・市役所 市民課　　電話 048-922-1536

窓口対応時間：月～金曜日　午前8時30分～午後5時

第２日曜日　　午前９時～午後４時

個人番号（マイナンバー）カードの手続き：午後３時まで（予約の無い場合）

・マイナンバーフリーダイヤル（デジタル庁）

電話　0120-0178-26 （英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語）

受付時間：平日　午前9時30分～午後8時

土・日・祝　午前9時30分～午後5時30 分